

「多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例」(通称:美化条例)の
一部改正についてのパブリック・コメントの実施について

1 意見募集の趣旨、背景、目的

昨今問題が顕在化している空き家・空き地等における雑草以外の竹木等の繁茂について、標記条例に基づく指導・勧告ができないため、議員発議による改正を行いたいと考えています。そのため、令和8年3月定例会で発議する前に、パブリック・コメントを実施し、市民の皆さまのご意見を伺います。

2 改正主体

議員発議

3 条例に基づく整理

<現行>

	土地所有者等の管理義務	行政による指導・勧告
雑草	有	可
竹木	無	不可

第7条第2項:土地所有者等は、その所有したり、占有したり、管理したりする土地に生い茂る雑草等について、草を刈る等適切に管理しなければなりません。

第14条:市長は、第5条第3項や第7条第2項の規定に違反していると認められる者に対し、指導や勧告を行うことができます。

<改正後>

	土地所有者等の管理義務	行政による指導・勧告
雑草	有	可
竹木	<u>有</u>	<u>可</u>

第7条第2項:土地所有者等は、その所有したり、占有したり、管理したりする土地に生い茂る竹木、雑草等について、剪定、伐採、草を刈る等適切に管理しなければなりません。

4 議員発議の要件

〈法令上の要件〉※地方自治法第112条

- ① 定数の12分の1の賛成が必要(発議者及び賛同者1名)
- ② 文書による提出が必要

5 その他意見募集

市民の声を聴く会を2026年1月25日に開催予定(主催:自民クラブ、公明党、政友会)

6 施行日

令和8年10月1日(予定)